



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**8.5割**(国:7割+県:1.5割)を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right) \times \begin{array}{l} 0.85 \\ \text{国: } 0.7 \\ \text{県: } 0.15 \end{array}$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

(本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々(秋肥・春肥)に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。)

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)



化学肥料低減計画書


作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、**新しい取組**または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
 2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、**新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)**を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

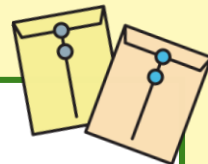
令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法



農業者グループでの申請となり、農協や肥料販売店がまとめて申請することができます。また、5戸以上の販売農家グループも可能です。

申請先や申請期限は、お近くの農協、肥料販売店、事業に関しては県協議会・市町村にお問い合わせください。

農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。その他に5戸以上の販売農家グループでも書類の作成ができれば申請が可能です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年8月

事業説明会
県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和4年10月頃～

農業者グループからの申請(秋肥分)
(麦・飼料作物・野菜など)

令和4年12月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～

農業者グループからの申請(春肥分)
(水稻・WCS・大豆・飼料作物など)

令和5年3月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

注):秋肥・春肥で申請時期が異なりますので、申請漏れがないように早めに申請先にスケジュールを確認して手続きを進めてください。

Q&A

多くある質問に対しての国の回答をいくつか紹介しますので、参考にしてください。

問 い

答 え

①

化学肥料が足りなくなると聞いていたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により、**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたいただければ支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものも**カウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んでいただければ**結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んでいただければ**結構です。

⑤

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥について、**早めに申請いただければ**、できるだけ年内に支払えるようにします。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ**、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しておりますので、是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



お問合せ先

阿蘇市役所 農政課 農業振興係
〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1
☎0967-22-3274

申請先

熊本県農業再生協議会
〒60-0842 熊本市中央区南千反畑町2-3
☎096-328-1024

※近日、事業委託先が決まり専用窓口となる予定